

内閣官房、内閣府の現在

— 中央省庁等改革から 13 年目を迎えて —

内閣委員会調査室 五十嵐 吉郎

はじめに

本年、平成 25 年（2013 年）は、平成 13 年（2001 年）の中央省庁等改革から 13 年目に当たる。この行政機関の一大改革は、目に見えやすい中央省庁の大括り化による再編が注目されがちであったが、その第一の目的は内閣機能の強化であった。そのため、内閣官房の機能強化が図られるとともに、内閣府が新設された。そして、近年、政府における内閣官房、内閣府の役割が拡大を続けるとともに、その業務は急激に増加しているように見える¹。本稿では、内閣機能の強化についての中央省庁等改革の際の考え方を振り返りつつ、その位置付け、役割、組織等が各省とは大きく異なる内閣官房、内閣府の現在を概観するとともに、その課題について考えてみたい。

1. 内閣機能の強化

（1）内閣機能の強化をめぐる

昭和 36 年に設置された臨時行政調査会（第 1 次）、昭和 56 年の臨時行政調査会（第 2 次）、昭和 58 年から平成 5 年までの 3 次にわたる臨時行政改革推進審議会での審議など、行政改革についての調査審議の際には、「内閣・内閣総理大臣の指導性の発揮」や「内閣の総合調整力の向上」等について多くの提言がなされてきた²。しかし、この間の内閣法の改正は、内閣官房長官及び総理府総務長官の位置付け、國務大臣の数や職員の定員の変更に

¹ 例えば、中央省庁等改革以前は内閣官房が法案を担当することはまれであったが、近年は各省と同じように法案を担当し、その数も多く分野は広範多岐にわたっており、「重要広範議案」に指定されることも多い。

平成 25 年の常会、第 183 回国会の内閣官房担当の法案は次のとおりである。①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（閣法第 3 号）、②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第 4 号）、③内閣法の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）、④民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第 6 号）、⑤総合特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第 39 号）、⑥安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（閣法第 75 号）、①から⑤は内閣委員会に付託・成立、⑥は衆議院内閣委員会で継続審査となった。また、宮内庁及び外局（公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁）を除く内閣府本府も同様に次のような広範多岐にわたる法案 5 件を担当している。①株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第 1 号）、②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第 55 号）、③災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第 56 号）、④大規模災害からの復興に関する法律案（閣法第 57 号）、⑤障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（閣法第 69 号）。①及び⑤は内閣委員会、②は総務委員会、③及び④は災害対策特別委員会に付託・成立した。

また、現在開会中の第 185 回国会（臨時会）には、11 月 15 日現在、内閣官房から、①特定秘密の保護に関する法律案（閣法第 9 号）、②国家戦略特別区域法案（閣法第 18 号）、③国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第 19 号）が提出されている。

² 内閣の機能強化に関する経緯については、久保田正志「内閣機能強化の理念と実態」『立法と調査』第 227 号（2002.1）5～12 頁を参照。

係る改正にとどまっている。また、法律事項以外の各種提言も実現に至ったものは少なく、本格的な内閣機能の強化策は、平成9年の行政改革会議最終報告を待つことになる。

なお、平成7年に阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件等が起こり、内閣の総合調整力・危機管理対応力、内閣総理大臣の指導性の強化が急務とされたことから、平成8年に内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため内閣総理大臣補佐官制度を新設し、内閣官房に3人（平成11年の改正で5人）まで置くことができるとするとともに、内閣官房副長官が内閣官房長官の職務の一部を分担できるとする改正が行われた。また、平成10年に政務担当の内閣官房副長官を2人とするため、その数を1名増やし3人とするとともに、内閣官房に内閣危機管理監を置く改正がなされている。

（2）行政改革会議

行政改革会議は、当時の橋本龍太郎内閣総理大臣を会長、総務庁長官・行政改革担当大臣を会長代理、水野清内閣総理大臣補佐官（元衆議院議員）を事務局長とし、12人の有識者を委員として、平成8年11月28日に発足した。総理が会長、担当大臣が会長代理となったことにより、機動的で実効性の高い会議として、翌平成9年12月3日に最終報告を取りまとめ、その提言の実現に向けた法制化が図られた。

同報告は、まず「Ⅰ 行政改革の理念と目標」について述べた後、「Ⅱ 内閣機能の強化」を取り上げ、「『行政各部』中心の行政（体制）観と行政事務の各省庁による分担管理原則は、……………その限界ないし機能障害を露呈しつつある。いまや、国政全体を見渡した総合的、戦略的な政策判断と機動的な意思決定をなし得る行政システムが求められている」とし、そのためには、「内閣が、日本国憲法上『国務を総理する』という高度の統治・政治作用、すなわち、行政各部からの情報を考慮した上での国家の総合的・戦略的方向付けを行うべき地位にあることを重く受け止め、内閣機能の強化を図る必要がある。」とした。

そして、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化のための全体的な枠組みとして、内閣官房、内閣府及び総務省を置くこととし、次のような提言を行った。

ア 内閣官房

- ・内閣の補助機関であるとともに、内閣総理大臣の活動を直接に補佐・支援する企画・調整機関とし、総合戦略機能を担う。
- ・内閣総理大臣との直接の関係の下で運営され、内閣官房長官がその事務を統轄し、職員のサービスを統督する。
- ・内閣官房の基本的な機能は、内閣の補助機関としての機能のほか、1) 国政の基本方針（内閣の総合戦略）の企画立案、2) 新たな省間調整システムにおける最高・最終の調整、3) 情報、4) 危機管理及び5) 広報とする。
- ・内閣官房は、人事に関する中枢的な機能を担う。

イ 内閣府

- ・内閣総理大臣を長として、内閣官房の総合戦略機能を助け、横断的な企画・調整機能を担うとともに、内閣総理大臣が担当するにふさわしい実施事務を処理し、内閣総理大臣を主任の大臣とする外局に係る事務を行う機関とする。

- ・内閣官房長官が内閣府の事務を統轄し、職員のサービスを統督する。
- ・新たな省間調整システムにおける横断的調整事務につき、必要に応じ、複数の担当大臣を置くものとする。この担当大臣については、強力な調整権能を付与するとともに、任命に当たっては、その任務（関係大臣との任務分担等）を明確にするものとする。
- ・内閣府の機能としては、経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画、沖縄対策などに関する総合的な企画・調整のほか、皇室、栄典、公式制度等内閣総理大臣が担当することが適切である事務及び内閣総理大臣を主任の大臣とする外局の事務とする。
- ・内閣府には経済財政諮問会議など、所要の合議体の機関を置く。
- ・その組織は、内閣官房の総合戦略機能を助ける「知恵の場」にふさわしく、経済財政政策、総合科学技術政策など横断的な企画立案に当たる専門スタッフを糾合した組織とする。

ウ 総務省

- ・内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化の一環として位置付ける。
- ・行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業、及び固有の行政目的の実現を任務とした特定の省で行うことを適当としない特段の理由がある事務を遂行する。

(3) 中央省庁等改革関連法案の成立

平成 10 年 6 月、行政改革会議最終報告の提言を踏まえ中央省庁等改革の基本理念・基本方針、各府省の編成方針等を定めた中央省庁等改革基本法案が成立した。第 1 章「総則」の次に、第 2 章として「内閣機能の強化」が規定された。内閣官房、内閣府については、基本的に行政改革会議最終報告に沿ったものになっている。総務省については、国家公務員制度や行政評価制度など行政組織全体に関わるものを所管するが、「内閣機能の強化」との関係は薄い。

平成 11 年 7 月、基本法に基づき、内閣法一部改正案、内閣府設置法案、国家行政組織法一部改正案など中央省庁等改革関連の 17 件の法律案が成立、21 世紀冒頭、平成 13 (2001) 年 1 月 6 日から施行されることになった。なお、内閣府は各省庁より「一段高い立場」とされたことから、「他の行政機関の所掌に属しない事務」は総務省がつかさどるとされた。

2. 内閣

「狭義の内閣」とは、憲法第 66 条が「内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。」と定める「大臣の合議体」である。これに対して「広義の内閣」は、内閣補助部局として内閣に置かれている機関を含めた概念である。

内閣法に、内閣補助部局として具体的に規定されているのは、内閣官房だけであり、他の機関については、「内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関

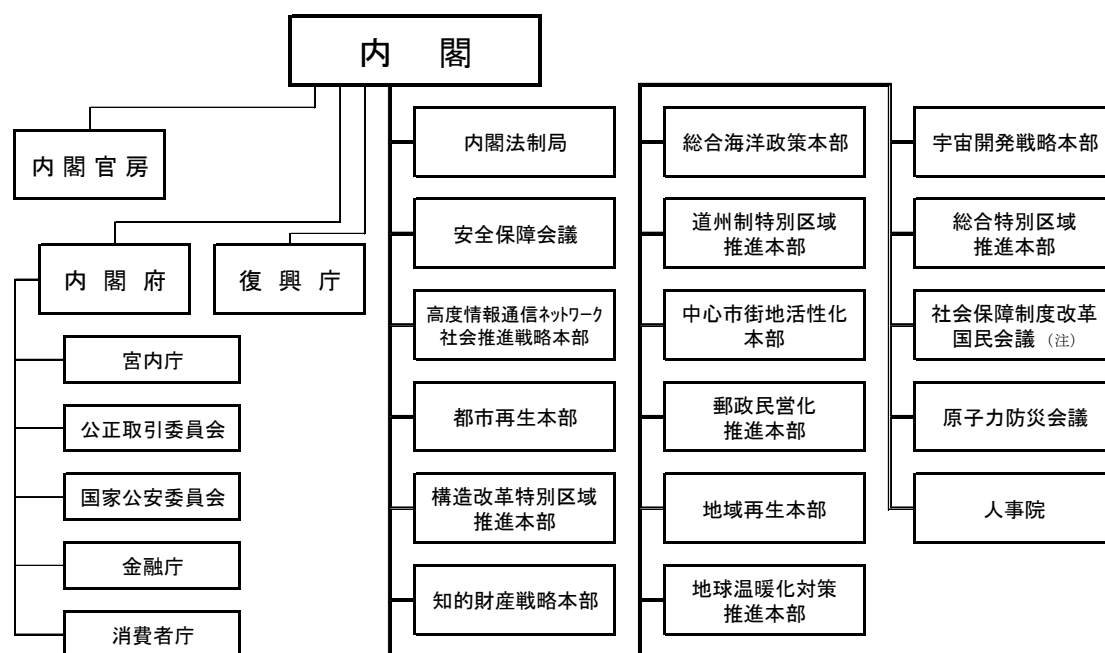
を置き、内閣の事務を助けしめることができる。」とされている。「別の法律」によるものとしては、内閣府は内閣府設置法、復興庁は復興庁設置法、内閣法制局は内閣法制局設置法、安全保障会議は安全保障会議設置法で内閣に置かれている。また、人事院は国家公務員法で内閣の所轄の下に置かれている。「所轄」とは、ある程度独立性を持つ機関が、形式的に他の機関の下に属する状態のことである。さらに、法律で置かれている本部としては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づく高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生特別措置法に基づく都市再生本部、構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域推進本部など、平成25年10月1日現在で12ある（図表1）。

平成25年7月10日までは国家公務員制度改革基本法に基づく国家公務員制度改革推進本部が設置されていたが、5年間の期限を終えて廃止となった。公務員制度改革は、行政改革推進本部において行うこととされ、翌11日に、内閣総理大臣決定により内閣官房に行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局が設置されている。行政改革推進本部は、平成25年1月29日に閣議決定で内閣に設置されたものである。このように内閣の組織はプロジェクト対応型のもも多く、機動的かつ柔軟な組織編制が可能である。

なお、社会保障制度改革国民会議は、平成25年8月21日に社会保障制度改革推進法の施行から1年間の期限を迎え、廃止されている。

内閣には、法律で置かれた組織のほかにも、閣議決定等によって様々な本部・会議等が設置されている。別表1は内閣総理大臣官邸のホームページに掲載されている「主な本部・会議体」について、設置根拠、開始時期等を加筆し一覧表にしたものである。この中には廃止されたものもあり、また、これ以外にも多くの本部・会議体等があるが、休眠状態のものも多い上に、常に変化しているため、その実態を把握することは難しい。

図表1 内閣及び内閣補助部局



(注) 社会保障制度改革国民会議は、平成25年8月21日、社会保障制度改革推進法の施行から1年間の設置期限を迎え、廃止されている。

(出所) 総務省ホームページ「行政機構図 (2013. 7 現在)」を基に筆者作成

なお、各省については国家行政組織法で「省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるもの」とされており、内閣官房、内閣府等の内閣に置かれる機関とは位置付けが異なり、また、その組織は固定的である。

3. 内閣官房

(1) 所掌事務

中央省庁等改革基本法は「内閣官房の基本的な性格及び任務」について、①内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担う、②内閣及び内閣総理大臣を補佐する機関として、閣議に係る事務等処理のほか、国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整、情報の収集及び分析、危機管理並びに広報に関する機能を担うものとし、これらの機能を強化するため必要な措置を講ずるものとする、③内閣官房の任務に、国政に関する基本方針の企画立案を行うことが含まれることを法制上明らかにするものとする、と規定した。

現行の内閣法第12条は、内閣官房の事務として次の事項を掲げている。

- ①閣議事項の整理その他内閣の庶務
- ②内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ③閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ④行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ⑤前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ⑥内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

このように、内閣官房は「重要政策の基本方針」、「閣議に係る重要事項」、「行政各部の施策」、つまり国政全般にわたっての「企画立案・総合調整」を行う。そのため多数の本部・会議等が置かれており、その数は現在活動しているとされるものだけで84に上る(別表2)。

内閣官房には、各省のような分野を限定した固有の事務、いわゆる「分担管理事務」はなく、内閣及び内閣総理大臣を補佐する内閣補助事務だけを行っている。なお、第185回国会に提出された「特定秘密の保護に関する法律案」では、内閣情報官が特定秘密の保護に関する事務を掌理し、内閣情報調査室において特定秘密に係る研修・指導等を行うといわれており、分担管理事務に近い事務が追加されることになる。また、同じく第185回国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」では、内閣官房に置かれる内閣人事局に、機構・定員管理、任用、試験、研修などの事務を移管するとされており、成立すれば、これまで人事院、総務省の分担管理事務であった事務が内閣補助事務として行われることになる。

なお、国家公務員法等の一部改正案が成立すると、審議官級以上の約600人の人事に内閣人事局が関わることになる。現在の幹部公務員の人事の取扱いについては「事務次官、局長その他の幹部職員の任免に際し内閣の承認を得ることについて」(平成12年12月19

日 閣議決定)により、事務次官、局長級の約 200 人について内閣の承認(閣議決定)が必要とされ、官房長官と 3 人の官房副長官からなる閣議人事検討会議を経て閣議にかけられている。

(2) 組織

図表 2-1 は内閣官房の組織図である。内閣官房の主任の大臣は内閣総理大臣である³。

その下に内閣官房長官が置かれ、「内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。」「統轄」とは「統一して管轄すること」、「統督」とは「包括的に高い大きな立場で指揮監督すること」とされる。ちなみに、各省大臣については、国家行政組織法で「その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。」と規定されている。

内閣、内閣官房には閣僚等を構成員とする様々な本部・会議等があり、通常、内閣総理大臣又は内閣官房長官が主宰者となっている。内閣官房長官は主宰者とならない場合でも構成員となっており、また、事務を担当する内閣官房に置かれる担当室・事務局等を統轄する。内閣官房の総合調整は行政各部、国政全般にわたることから、内閣官房長官の職務は国政全般に及ぶことになる⁴。

内閣官房長官の下に内閣官房副長官が置かれる。内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどるとされており、内閣官房長官の事務を分担することができる。内閣官房副長官の数は 3 人であり、政務担当 2 人、事務担当 1 人である。政務担当は衆議院議員、参議院議員から各 1 人、事務担当はほぼ旧内務省系の役所の事務次官経験者が任命されている。

また、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する内閣総理大臣補佐官を 5 人まで置くことができるとされ、第 2 次安倍内閣では、平成 25 年 10 月 1 日現在、衆議院議員 1 人、参議院議員 2 人、官僚 OB 2 人が任命されている。

その他、内閣官房には、昭和 62 年に内閣総理大臣の諮問に答え、意見を述べる「参与」制度が、平成 10 年に内閣総理大臣から指示を受けた内閣の重要事項について情報の提供及び助言を行うことを任務とする「内閣特別顧問」制度が、いずれも内閣総理大臣決定によって設けられた。どちらも非常勤であり、「参与」は人数に制限がなく、「内閣特別顧問」は 2 人までとされているが、両者の違いは明確ではない。平成 25 年 10 月 1 日現在、11 人

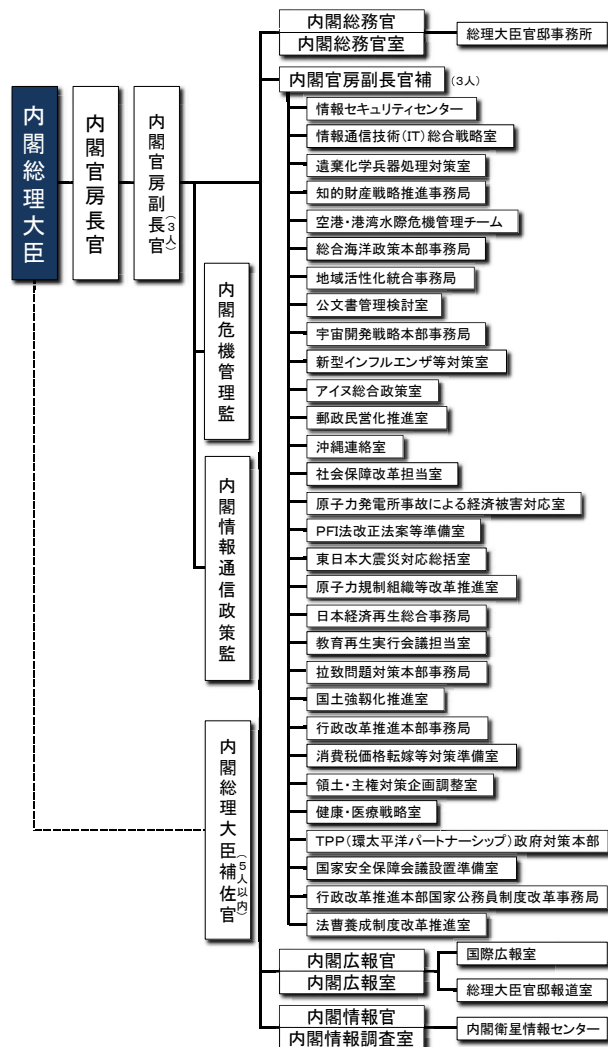
³ 主任の大臣について、内閣法第 3 条は、各大臣は別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する(分担管理しない大臣の存在を妨げない)と規定し、国家行政組織法第 5 条は、各省大臣について、内閣法にいう主任の大臣としてそれぞれ行政事務を分担管理する、と規定している。内閣官房については、内閣法第 23 条で「内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。」と規定している。主任の大臣となる内閣総理大臣及び各省大臣には、閣議請議権(内閣府設置法第 7 条、国家行政組織法第 11 条)、府省令の制定権(内閣府設置法第 7 条、国家行政組織法第 12 条)、財務大臣に対する予算要求権(財政法第 20 条)、行政財産の管理権(国有財産法第 5 条)、物品の管理権(物品管理法第 7 条)などがある。内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、国家公安委員長である国務大臣は主任の大臣ではない。

⁴ 個別の問題についても、例えば、JR 北海道のレール異常の放置問題について、内閣官房長官が国土交通審議官に対し特別保安監査の態勢強化を指示したとされる。『読売新聞』(平 25. 9. 25)

が参与に任命されており、それぞれの職務内容は、「特命」「財政経済・社会保障」「国際金融」（2人）「防災・減災ニューディール」「国民生活の安心安全」「外交」「復興再生」「少子化対策、子育て支援」「成長戦略」「スポーツ健康・資源戦略」である。内閣特別顧問は任命されていない。

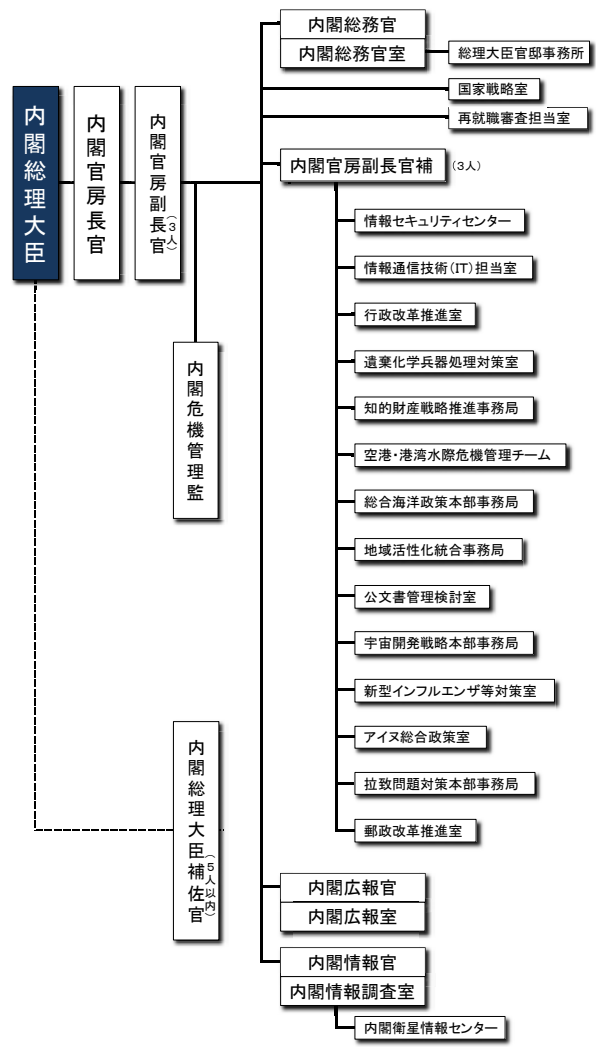
内閣官房には、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監（いわゆる「政府C I O」）が置かれている⁵。どちらも特別職であり、事務次官より上の格付けである。また、事務次官級のポストとして、3人の内閣官房副長官補が置かれ、それぞれ内政、外交、安全保障・危機管理を担当している。同様に特別職の事務次官級のポストとして、内閣広報官及び内閣情報官が置かれている。内閣総務官は一般職であり局長級とされる。

図表 2-1 内閣官房組織図
(平成 25 年 10 月 1 日現在)



(出所) 内閣官房ホームページを基に筆者作成

図表 2-2 内閣官房組織図
(平成 22 年 2 月 10 日現在)



(出所) 内閣官房ホームページを基に筆者作成

⁵ 第 185 回国会で審議されている安全保障会議設置法等の一部改正案では内閣危機管理監と同格の「国家安全保障局長」を置くこととしている。また、国家公務員法等の一部改正案では新たに設置する「内閣人事局」に「内閣人事局長」を置き、内閣総理大臣が指名する内閣官房副長官が充てられることとされている。

3人の内閣官房副長官補が担当室・事務局等を掌理する。平成25年10月1日現在、内閣官房に内閣総理大臣決定により置かれている担当室・事務局等は、情報セキュリティセンター、IT総合戦略室、遺棄化学兵器処理対策室、知的財産戦略推進事務局、空港・港湾水際危機管理チーム等、様々な事項について30ある。このうち、第2次安倍内閣では、内閣発足の翌日の平成24年12月27日に日本経済再生総合事務局が設置された後、平成25年9月17日の法曹養成制度改革推進会議まで12の担当室・事務局等が設置されている。3年前の担当室・事務局等は14であり、3年で倍以上に急増した(図表2-2)。

(3) 定員、予算

図表3は内閣官房の定員の推移である。平成25年度の定員は808人であり、業務の増大に伴い中央省庁等改革の際の平成12年度の377人から2倍以上に増加している。その約7割が他省庁等からの出向者とされる。併任者数は445人から1,645人へと4倍近く増加しており、その約半数の804人が内閣官房に常駐している。つまり、内閣官房は、定員と併任者を含め2,453人、常駐併任者だけを含めても1,612人という大所帯なのである。

なお、第185回国会で審議される安全保障会議設置法等の一部改正案が成立すれば、「国家安全保障局」は発足当初60人程度の人員が想定されており、また、国家公務員法等の一部改正案では「内閣人事局」の人員規模は100人を超えるとされる⁶。さらに特定秘密の保護に関する法律案でも関係の人員増が必要になるろう。

図表3 内閣官房の定員及び併任者数の推移

(人)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
定員	377	515	598	627	648	665	679
併任	445	539	637	660	732	741	759
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員	702	716	737	804	817	807	808
併任	937 (642)	1045 (626)	1105 (664)	1176 (652)	1278 (748)	1524 (866)	1645 (804)

(注1) 定員は各年度末定員(平成25年度は4月1日時点)、併任者は各年4月1日時点(14~16年度は当該年度の3月1日時点)。

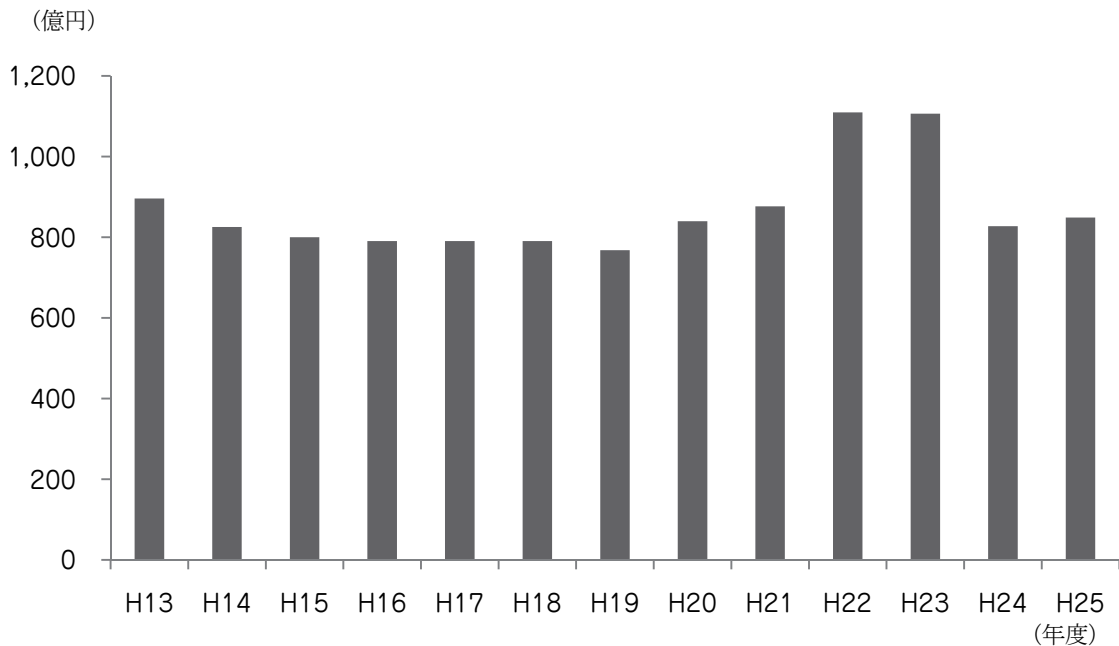
(注2) 併任者の()内の数字は常駐併任で内数。

(出所) 行政改革に関する懇談会(第4回)配付資料(内閣官房 平成24年7月4日)を基に筆者作成

図表4は予算の推移である。平成22年度、23年度に補正で情報収集衛星関係等の予算が付き200億円強の増となっているが、当初予算額にはさほどの変化はない。平成25年度の当初予算額は849億円、うち情報収集衛星関係経費が608億円と7割以上を占めている。

⁶ 『日本経済新聞』(平25.10.31)

図表4 内閣官房の予算額の推移



(注) 補正予算を含む。

(出所) 各年度一般会計予算書を基に筆者作成

4. 内閣府

(1) 所掌事務

内閣府は、内閣及び内閣総理大臣の「知恵の場」として、各省より「一段高い立場から」企画立案・総合調整を行う組織として新設された。

行政改革会議最終報告では、①内閣総理大臣を長として、内閣官房の総合戦略機能を助け、横断的な企画・調整機能を担い、②内閣総理大臣が担当するにふさわしい実施事務を処理する、とされている。つまり、内閣府は各省より一段高い立場からの企画立案・総合調整を行うとともに、各省と横並びの分担管理事務を行うという、二面性をもっている。このため分担管理事務を行う省庁等の行政機関の組織基準を定めた国家行政組織法の対象とせず、国家行政組織法的な規定と各省設置法的な規定を一つにまとめた内閣府設置法が別に定められた。

内閣府設置法は、内閣府の任務を、①内閣官房を助け、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること（内閣補助事務）、②皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ること（分担管理事務）、としている。

①の内閣補助事務は、内閣官房のような包括的なものではなく、「恒常的かつ専門的な対応が必要な特定の内閣の重要政策に関する企画立案・総合調整」とされる。具体的には内閣府設置法第4条第1項及び第2項で規定されている。第1項では「短期及び中長期の経済の運営に関する事項」「財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項」「経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項」等の20の事項が規定されている。これを内閣府創設時と比べると5増加している。また、第2項では少子化対策、犯罪被害者、自殺対策の関係が追加されている。

②の分担管理事務は、「内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務」であり、第4条第3項で規定され、「内外の経済動向の分析に関すること」「経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）」「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第4条第1項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること」等、復興庁設置の間その事務とされるものを除き90項目ある。平成11年の内閣府設置法制定時は60項目であり、その後、「PFI」「特区」「地域再生」「公共サービス改革」「道州制特別区域」「宇宙開発利用」「青少年の育成」「公文書」「マイナンバー」「少子化対策」「犯罪被害者」「自殺対策」等の項目が追加されている。さらに、附則においても「当分の間」等の期間を定めた事務が14項目あり、これも制定時の3項目から11項目の増となっており、合せて制定時の63項目から104項目に41項目増加している。

内閣府の業務量の増大は立法に際しても大きな課題となっており、現在開会中の第185回国会に提出するべく検討中の議員立法では、当初は内閣府が所管し、その後、担当の省に移管するという手法が盛り込まれるとされる⁷。

（2） 組織

図表5-1は内閣府本府の組織図（平成25年5月16日現在）である。内閣総理大臣を頂点に、様々な組織を抱え、広範多岐にわたる事務を所掌していることが分かる。なお、「内閣府」としては、ほかに宮内庁⁸、外局として公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁が置かれている。

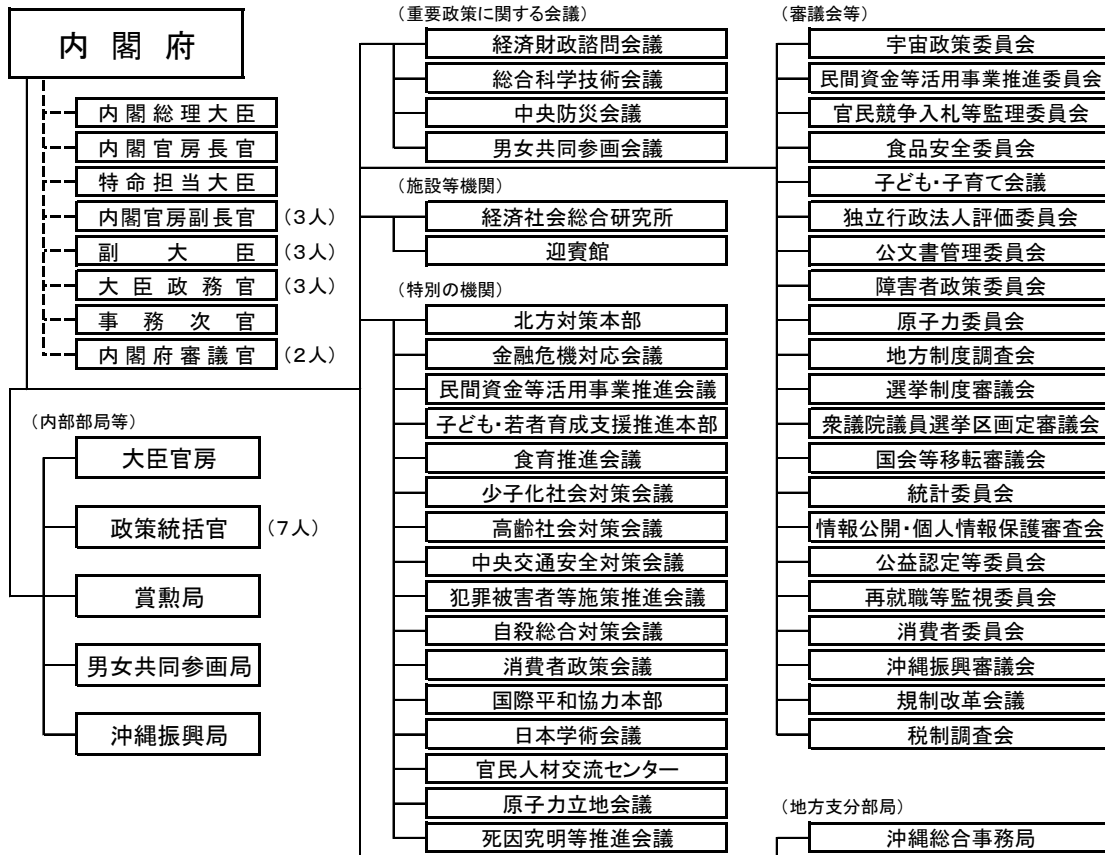
ア 内閣総理大臣

内閣府設置法は「内閣府の長は、内閣総理大臣とする。」とし、「内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第4条第3項に規定する事務を分担管理する。」と規定している。内閣府本府のほか、外局の公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、特別な機関である宮内庁も含め内閣府の法律案・政令案の閣議請議、内閣府令の制定、予算要求等は内閣総理大臣名で行われる。

⁷ 超党派のアルコール問題議員連盟で検討されている議員立法では、基本計画が策定された日から3年以内内閣府から厚生労働省に移すこととしている。

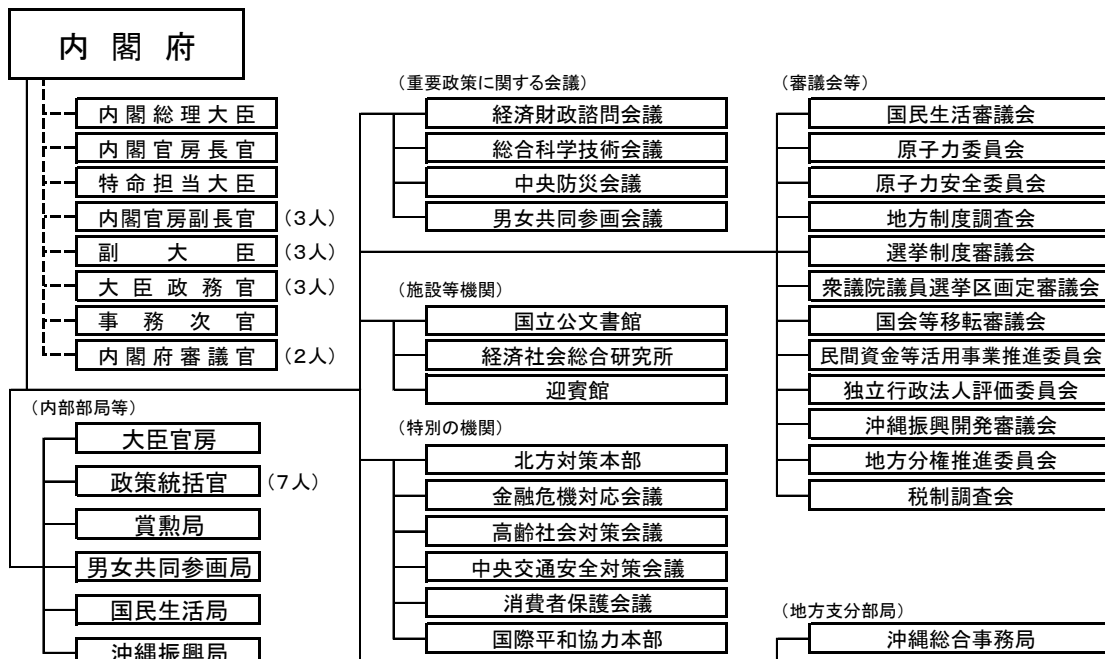
⁸ 内閣府設置法は「宮内庁は、内閣府に置かれるものとする。」と、また、宮内庁法は「内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。」と規定している。

図表5-1 内閣府本府組織図（平成25年5月16日現在）



(出所) 内閣府ホームページを基に筆者作成

図表5-2 内閣府本府組織図（平成13年1月6日新設時）



(出所) 内閣府ホームページを基に筆者作成

イ 内閣官房長官

内閣府設置法は、内閣総理大臣が内閣府の事務を統括し職員の服務について統督するとし、内閣官房長官については、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて国家公安委員会を除く内閣府の事務（特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督すると規定されており、内閣官房長官が内閣府の実質的なトップとなる。

ウ 内閣府特命担当大臣

内閣府設置法は、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第4条第1項及び第2項に規定する事務並びにこれに関連する同条第3項に規定する事務（国家公安委員会の事務を除く。）を掌理する「特命担当大臣」を置くことができる、としている。

内閣府特命担当大臣の数は決まっていない⁹。「沖縄・北方」、「金融」、「食品安全・消費者政策」については特命担当大臣が必置とされている。必置とはされていないが特命担当大臣が置かれることも想定した規定があるものとして、内閣府設置法の「経済財政政策担当大臣」及び「科学技術政策担当大臣」、災害対策基本法の「防災担当大臣」があり、特命担当大臣が置かれることを前提とした規定があるものは、食育基本法の「食育担当大臣」、国と地方の協議の場に関する法律の「地方分権改革」担当の特命担当大臣がある。また、特命担当大臣をもって充てる職として、法律に規定されているものとして、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の国際平和協力本部員、子ども・若者育成支援推進法の子ども・若者育成支援推進副本部長、少子化社会対策基本法の少子化社会対策会議委員、高齢社会対策基本法の高齢社会対策会議委員、環境基本法の公害対策会議委員、交通安全対策基本法の中央交通安全対策会議委員、消費者基本法の消費者政策会議委員（消費者及び食品安全担当特命担当大臣以外の特命担当大臣）などがある。

中央省庁等改革基本法は、「内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に関する企画立案及び総合調整について、国務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該国務大臣に強力な調整のための権限を付与する。」としており、これを受けて、特命担当大臣には、内閣の補助事務に関して、関係行政機関の長に対する資料提出・説明要求権、勧告権、勧告に基づいて取った措置についての報告要求権、また、内閣総理大臣の指揮監督を求める意見具申権が与えられている。

財務省に対する予算要求など組織的な対応は、内閣総理大臣名で行われるが、実務的には特命担当大臣が担当分野を担っている。

エ 副大臣、大臣政務官

内閣府に置かれる副大臣、大臣政務官の数はそれぞれ3名であり、その他に他省の副大臣、政務官が兼務することができるとされている。副大臣は、内閣官房長官又は内閣府特命担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどるとされており、事務を大臣と分

⁹ 第2次安倍内閣では、平成25年10月1日現在、9人の内閣府特命担当大臣が任命されており、そのうち各省大臣及び国家公安委員会委員長を兼ねない特命担当大臣は4人である。

担できる。各副大臣の職務内容は内閣総理大臣が定める。任免は内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇が認証する。なお、別に内閣府副大臣を兼務する復興副大臣を置くこととされており、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受けて、内閣府の所掌事務のうち東日本大震災復興関連事務に係る政策及び企画をつかさどり、政務を処理するとされている。

大臣政務官は、内閣官房長官又は内閣府特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画に参画するとされ、補佐を行う。各大臣政務官の職務内容は内閣総理大臣が定める。任免は内閣総理大臣の申出により内閣が行う。

オ 事務次官・内閣府審議官

内閣府に事務次官 1 人が置かれ、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府本府の各部局及び機関の事務を監督する。国家行政組織法は、各省の事務次官について、「その省の長である大臣を助け」としているが、内閣府の場合は、長である内閣総理大臣ではなく、内閣官房長官及び特命担当大臣を助けるとされている。

内閣府に 2 人の内閣府審議官が置かれ、内閣府本府の重要な政策に関する事務を総括整理する。

(3) 部局等

内閣府本府には、大臣官房、政策統括官及び賞勲局、男女共同参画局、沖縄振興局の 3 局、重要政策に関する 4 会議、施設等機関として経済社会総合研究所、迎賓館、特別の機関として、北方対策本部、金融危機対応会議、民間資金等活用事業推進会議、子ども・若者育成支援推進本部などの 16 の会議等がある。また、審議会等として、宇宙政策委員会、民間資金等活用事業推進委員会、官民競争入札等監理委員会、食品安全委員会などの 21 の委員会等、地方支分局として、沖縄総合事務局がある。

内閣及び内閣総理大臣を補佐する「知恵の場」である重要政策会議は、経済財政の基本的な事項について調査審議する「経済財政諮問会議」、科学技術政策の基本的な事項についての調査審議及び重要な研究開発の評価を行う「総合科学技術会議」、災害対策基本法に基づき防災基本計画及び地震防災計画の作成・実施、防災に関する重要事項の審議等を行う「中央防災会議」、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画基本計画の作成に当たった意見表明、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な方針等の調査審議等を行う「男女共同参画会議」の 4 会議である。これらの会議は内閣総理大臣又は内閣官房長官（男女共同参画会議）を議長として、関係大臣及び有識者が議論し、機動的に実効性のある結論を得ようとするものである。

「知恵の場」を支えるのが政策統括官であり、企画立案・総合調整を機動的に行うため、局長級の分掌官として 7 人の政策統括官が置かれている。政策統括官が分掌する事務は内閣府本府組織令に規定されているが、各政策統括官の担当は決まっておらず、内閣総理大臣が決めることになる。現在、各政策統括官は、それぞれ経済財政運営、経済社会システム、経済財政分析、科学技術政策・イノベーション、防災、沖縄政策、共生社会政策の分野を担当しており、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議の事務局とな

っている（男女共同参画会議は男女共同参画局）。

図表5-2は、平成13年の内閣府創設当初の組織図である。創設後、多くの部局が新設されていることが分かる。また、別表3は内閣府創設以降に追加されてきた政策課題である。

（４）定員、予算

図表6は、内閣府本府の定員の推移である。中央省庁等再編後の平成12年度末の定員は2,245人、平成25年度は2,273人、うち本府が1,359人、沖縄総合事務局が914人であり、定員はさほど増加していない。なお、約6割が他省庁等からの出向者である。また、併任者の数は日々刻々と変化しており、確定的に示すのは難しく、今年度は約600人とされる。

図表6 内閣府本府の定員及び併任者数の推移

(人)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
定員	2,245	2,210	2,199	2,299	2,302	2,362	2,363
うち本府	1,200	1,171	1,178	1,245	1,256	1,323	1,339
うち沖局	1,045	1,039	1,021	1,054	1,046	1,039	1,024
併任	-	202	257	293	317	342	295
うち本府	-	182	238	278	302	328	283
うち沖局	-	20	19	15	15	14	12
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員	2,368	2,443	2,360	2,356	2,337	2,283	2,273
うち本府	1,359	1,447	1,379	1,391	1,389	1,352	1,359
うち沖局	1,009	996	981	965	948	931	914
併任	361	388	408	430	485	574	約600
うち本府	350	377	397	420	475	564	
うち沖局	11	11	11	10	10	10	

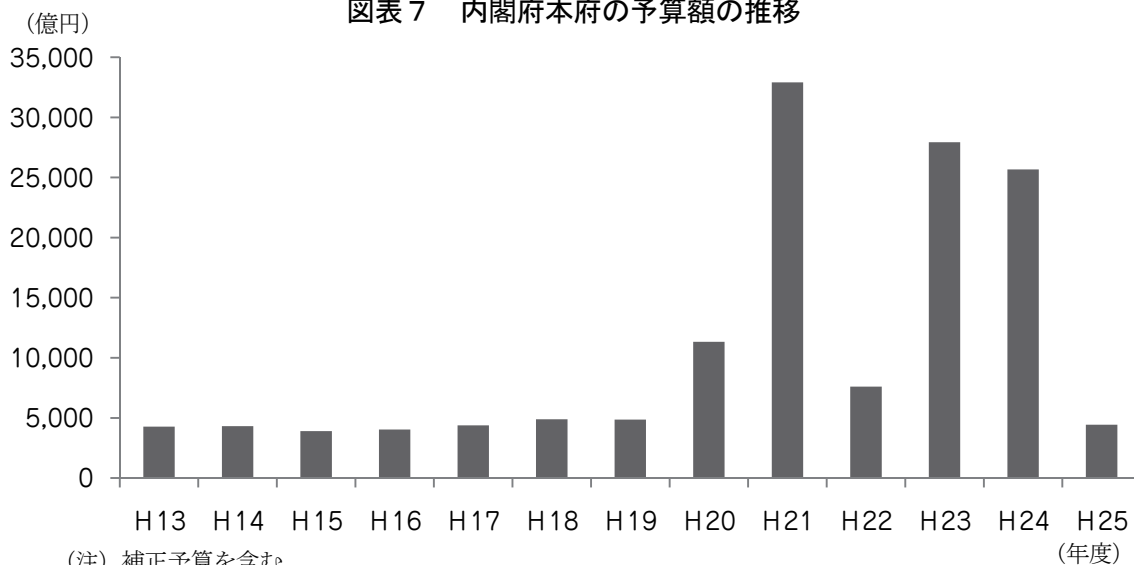
(注1)「沖局」は沖縄総合事務局を指す。

(注2) 定員は各年度末(平成24年度本府分については5月1日時点)、併任者は各年4月1日時点(13年度本府のみ11月1日時点、25年度は概数)

(出所) 行政改革に関する懇談会(第4回)配付資料(内閣府 平成24年7月4日)を基に筆者作成

図表7は、内閣府本府の予算の推移である、それまで各省にそれぞれ計上されていたものが内閣府に一括計上され、また各省に戻るなどのことはあったが、それを除けば、4,000億円から5,000億円で推移している。平成25年度の当初予算額は4,458億円であり、うち3,000億円ほどが沖縄振興関係の経費である。これを除けば、事業官庁ではないので、一つ一つの項目の予算額については大きいものは少ない。

図表7 内閣府本府の予算額の推移

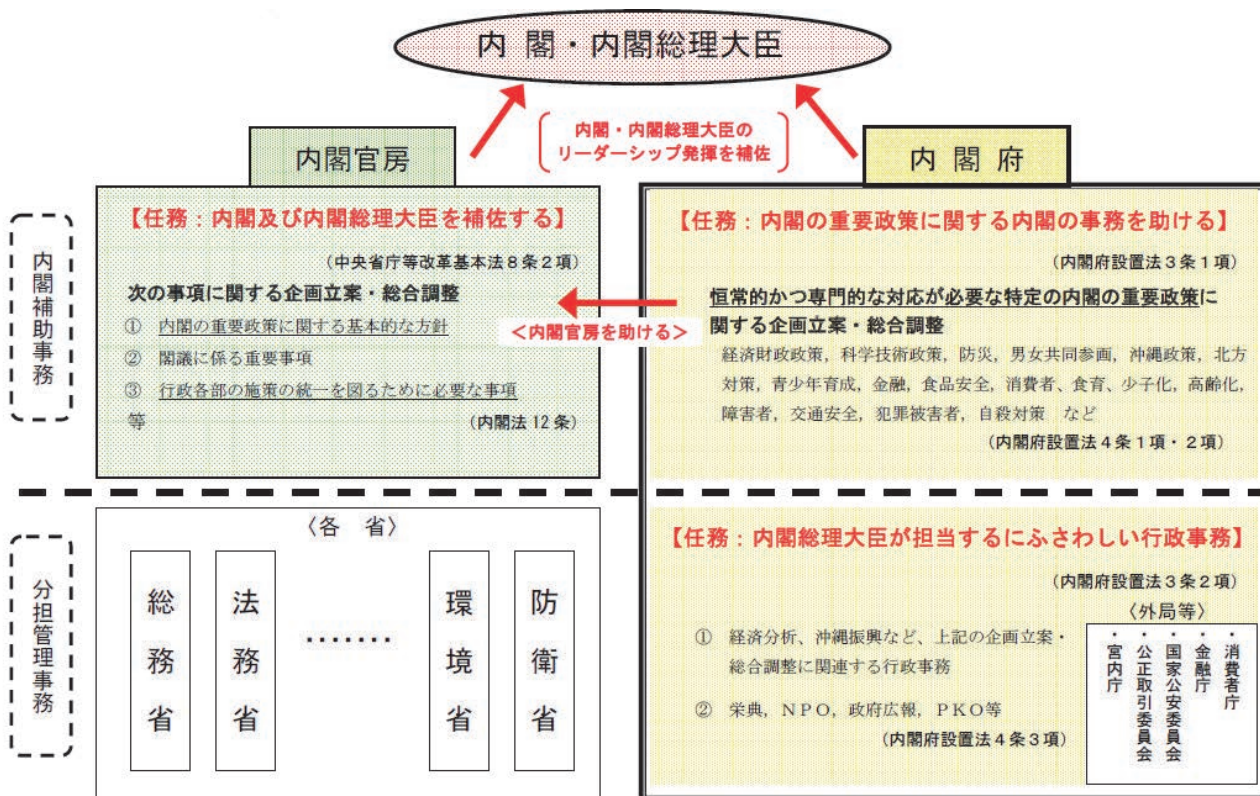


(注) 補正予算を含む。
 (出所) 各年度一般会計予算書を基に筆者作成

5. 内閣官房と内閣府の関係

ここで内閣官房と内閣府の関係を整理しておきたい。図表8は内閣官房と内閣府の関係を示したものである。どちらも、内閣及び内閣総理大臣のリーダーシップの発揮を補佐するものであるが、内閣補助事務については、主体は内閣官房であり、内閣官房は「内閣及

図表8 内閣官房と内閣府の関係



(出所) 行政改革に関する懇談会（第4回）配付資料（内閣府 平成24年7月4日）から抜粋

び内閣総理大臣を補佐する」ことを任務として「企画立案・総合調整」を行う。一方、内閣府は、内閣官房を助けて、「内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける」とされ、経済財政諮問会議や総合科学技術会議などの重要政策会議や各種本部、特命担当大臣によって「恒常的かつ専門的な対応が必要な特定の内閣の重要政策に関する企画立案・総合調整」を行う。また、内閣府は、内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務を分担管理するとされる。この場合の内閣総理大臣の立場は各省大臣と横並びの扱いとなる。内閣官房には分担管理事務はない。

このように、内閣官房と内閣府の位置付けは若干異なっている。しかし、大臣、副大臣、大臣政務官の担当を見ると、内閣官房と内閣府の事務が相当程度一体的に行われていることが分かる。別表4は、第2次安倍内閣の平成25年10月1日現在の内閣官房、内閣府の大臣等の一覧である。ほとんどの大臣、副大臣、大臣政務官が内閣府の担当と内閣官房の担当を持っている。なお、内閣府特命担当大臣の数よりも、副大臣、大臣政務官の数が少ないため、副大臣、大臣政務官は複数の大臣の下で多くの分野を担当することになる。

また、職員についても、同種の官房の部局（例えば、会計関係）や企画立案・総合調整の部局（例えば、内閣官房の地域活性化統合事務局と内閣府の地域活性化推進室、内閣官房のPFI法改正法案等準備室と内閣府の民間資金等活用事業推進室）での併任が行われ、連携が図られている。

6. 総合調整

行政改革会議最終報告は、内閣官房を「国政上の重要事項について、分野を問わず、内閣としての最高かつ最終の調整の場となる。」とし、省庁間の調整について、「内閣官房による総合調整、内閣府（担当大臣）による総合調整、さらに省間の相互調整という、三類型の調整の組合せによって抜本的に機能強化を図る必要がある。」とした。この提言に沿い、内閣法、内閣府設置法に、内閣官房、内閣府の企画立案・総合調整、内閣府特命担当大臣の調整権限が定められている。一方、各省間の相互調整については、国家行政組織法で、各省大臣等は「行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。」とされている。両者を比較すると、各省間の調整はお互いを尊重しながら進めようとするもので、一定の結論を得るまでに、相当の時間と労力が必要になると想像される。また、心理的にも、一段高いところからの調整は、各省にとっても受け入れやすいところがあるように思われる¹⁰。

なお、内閣府の外局には総合調整機能はなく、例えば、消費者担当の内閣府特命担当大臣の総合調整を補佐するのは内閣府本府の消費者基本政策室であり、消費者庁の職員が併任されている。中央省庁等改革前の経済企画庁、科学技術庁などの総理府の外局が関係行政機関の総合調整を所掌事務としていたこともあり、また、一般には消費者庁が消費者担当の特命担当大臣を補佐していると受け取られていると思われることから、消費者庁が直

¹⁰ 平成12年5月30日に「政策調整システムの運用指針」が閣議決定されている。

接し消費者担当の内閣府特命担当大臣の総合調整を補佐することも一考に値するのではないか。

内閣官房における総合調整について、最近設置された「法曹養成制度改革推進会議」「法曹養成制度改革顧問会議」及び「法曹養成制度改革推進室」の例を見てみたい。平成 25 年 9 月 17 日の閣議で議長を内閣官房長官、副議長を法務大臣及び文部科学大臣、議員を総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする「法曹養成制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置することを決定し、推進会議の下に、6 人の有識者による「法曹養成制度改革顧問会議」も設けられた。これらの庶務は内閣官房において処理するとされ、内閣官房に「法曹養成制度改革推進室」が新設された。同室は、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会からの出向者で構成されている¹¹。

推進会議に先立って、1 年前の平成 24 年 8 月 21 日に閣議決定で「法曹養成制度関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）が内閣に設置されている。閣僚会議の構成員は推進会議と同様であり、その下に各大臣の指名する副大臣等、有識者及び最高裁判所事務総局審議官、オブザーバーとして最高検察庁総務部長及び日本弁護士連合会法曹養成制度改革実現本部委員をメンバーとする法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）が置かれた。閣僚会議の庶務は内閣官房が、実務を担う検討会議の庶務は法務省が担当した。平成 25 年 6 月 26 日に検討会議の「取りまとめ」が公表されたが、その中では今後の検討体制について、「法曹養成に関する制度は、その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから、新たな検討体制は、各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。」とされたところである。

複数の省庁にまたがる事柄については、たとえ主たる事項を担当する省であったとしても特定の省が調整を行うことは難しいことを示唆しており、内閣官房に担当室・事務局等を設置し関係各省庁等からの出向者を集め、「最高かつ最終の調整の場」とする手法は今後増加していくことが予想される。そして、その調整の場での駆け引きといったものが、各省にとって大きな比重を占めるようになってきているようである¹²。

また、所管の省が明確な施策であっても内閣官房が主導することもある。例えば、平成 25 年 9 月 17 日に、政府は「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」を世界文化遺産に推薦することを決定した。世界文化遺産の所管は文部科学省（文化庁）であるが、本件については内閣官房（地域活性化統合事務局）が主導した¹³。

7. 課題

内閣官房、内閣府の現在を概観してきたが、その課題をまとめると次のようになるろう。

まず、第一に、なんといっても業務量の増大である。このことは、内閣機能の強化をうたった中央省庁等改革の直後から既に指摘され始め、その後も折々に指摘されてきている

¹¹ 『日本経済新聞』夕刊（平 25. 9. 17）

¹² 例えば、厚生労働省が、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議の報告書に有利な文言を盛り込ませようとする様子が紹介されている。『日本経済新聞』（平 25. 10. 23）

¹³ 第 185 回国会参議院内閣委員会会議録第 2 号 18 頁～20 頁（平 25. 11. 5）

ところである¹⁴。業務量を軽減するためには、ある事務をやめるか、移すかであり、その判断は内閣としての政治判断となろう。

第二に、本部・会議等の多さである。内閣、内閣官房、内閣府には、法律、閣議決定、閣議口頭了解、内閣総理大臣決裁、内閣官房長官決裁、関係大臣申合せ等を根拠として、膨大な数の本部・会議等が設置されており、実際にどのようなものがあり、どのような活動を行っているのかが分かりにくい。プロジェクトチーム的に設置されることも多いこれらの組織については、定期的に見直しを行う必要があるのではないか。また、その活動についての情報を分かりやすく提供することも求められよう。

第三に、内閣府特命担当大臣の掌理する事務についてである。特命担当大臣の担う事務が増加するとともに、様々な分野に及び、特命担当大臣よりも人数が少ない副大臣、大臣政務官は大臣以上に多くの担当を持つことになる。また、個々の事務によってラインが異なるなど実施体制が複雑になると、施策を効果的、効率的に進めていくことが難しくなる。

内閣府特命担当大臣は、特定の政策分野を掌理する大臣であるため、法律上、人事、予算等の権限はない。第180回国会に提出された内閣府設置法等の一部改正案（①宇宙の開発利用に関する施策の一体的な推進 ②他省の副大臣及び大臣政務官の内閣府副大臣及び大臣政務官の兼職）の兼職の部分、また、第183回国会に提出された、内閣法等の一部改正案（内閣情報通信政策監の新設）について、それぞれ科学技術政策担当の内閣府特命担当大臣又は官房のIT政策担当の国務大臣が法案担当大臣として答弁することに対して、「人事」に係る事項は内閣官房長官が掌理する事務であるとの指摘がなされている¹⁵。

第四に、内閣補助事務と分担管理事務の在り方が変わりつつあることである。かつては、内閣補助事務は固定的、限定的に捉えられてきたと思われるが、中央省庁等改革以降、内閣府設置法の改正で内閣補助事務としてある分野が追加されると、その関係の分担管理事務が追加されるなど、内閣補助事務と分担管理事務が一体的に扱われているところがある。また、国家公務員法等の一部改正案が成立すると内閣官房内閣人事局にこれまで人事院、総務省で行われていた分担管理事務が移管され内閣補助事務となる。特定秘密保護法案が成立すると内閣官房内閣情報調査室で関係の研修・指導等の分担管理的な事務が行われる。このようなことから、内閣補助事務と分担管理事務については、講学上も実務的にも、改めて整理する必要があるように思われる¹⁶。

¹⁴ 平成16年9月、第2次小泉内閣において、当時の細田官房長官が「合理化しないと官邸機能の強化というより分散的な面が出てくる」として、同年度中に84あった会議のうち、休眠状態の17を整理した。『朝日新聞』（平18.9.26）また、野田内閣は衆議院議員総選挙前の平成24年12月7日に閣議で、内閣官房と内閣府のスリム化を図るため、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」を閣議決定している。

¹⁵ 第180回国会参議院内閣委員会会議録第12号22頁（平24.6.20）、第183回国会衆議院内閣委員会会議録第5号5頁～8頁（平25.4.3）

¹⁶ 内閣補助事務と分担管理事務の違いが事務の特性ではなく、所掌する部局の違いによるものであるとすると、両者を分ける意義は余りないように思われる。

おわりに

一昔前までは、各省が自らの政策目的の下に所管分野の施策を講じるというボトムアップ型の政策形成が主流であったが、近年は内閣及び内閣総理大臣の政策目的に沿った政策が展開されるトップダウン型の傾向が強くなっている。このような政策については、位置付け上内閣及び内閣総理大臣と距離がある各省が担うことには難しいところがあり、必然的に内閣官房、内閣府が主要な役割を果たすことになる。所管の省が明確な事項についても、内閣官房が前面に出ることも多くなると思われる。また、複数の省に関わる政策については各省間の相互調整よりも、内閣官房、内閣府において調整が行われるようになってきている。そのため「内閣の重要政策」「内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務」とまでは言えないような事項も、内閣官房、内閣府に委ねられているようにも思われる。

明年、平成 26 年 3 月に、地上 14 階・地下 4 階建ての中央合同庁舎第 8 号館が完成し、内閣官房、内閣府の業務量増大に伴う庁舎の狭隘が解消され、散在する部局の機能集約が図られる。内閣及び内閣総理大臣を補佐して政府の中核を担う内閣官房、内閣府の今後に注目したい。

(いがらし よしろう)

(別表 1)

内閣総理大臣官邸のホームページに掲載されている「主な本部・会議体」

平成25年10月11日現在

〔総理、副総理又は官房長官を構成員とする会議〕

名称	根拠	開始時期	備考
アイヌ政策推進会議	内閣総理大臣決裁	H21. 12. 25	
安全保障会議	安全保障会議設置法	S61. 7. 1	
医療イノベーション会議	新成長戦略実現会議決定	H22. 11. 8	H25. 2. 22廃止
宇宙開発戦略本部	宇宙基本法	H20. 8. 27	
沖縄政策協議会	閣議決定	H8. 9. 17	
観光立国推進関係会議	閣議口頭了解	H25. 3. 26	
教育再生実行会議	閣議決定	H25. 1. 15	
行政改革推進会議	行政改革推進本部決定	H25. 1. 29	
行政改革推進本部	閣議決定※	H25. 1. 29	
経協インフラ戦略会議	内閣総理大臣決裁	H25. 3. 12	
経済財政諮問会議	内閣府設置法	H13. 1. 6	
経済の好循環実現に向けた政労使会議	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定	H25. 9. 18	
月例経済報告等に関する関係関係会議	閣議口頭了解	H5. 8. 13	
健康・医療戦略推進本部	閣議決定※	H25. 8. 2	
原子力災害対策本部	原子力災害対策特別措置法	H23. 3. 11	
原子力防災会議	原子力基本法	H24. 9. 19	
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	H13. 1. 6	
国際広報強化連絡会議	関係府省庁等申合せ	H25. 4. 26	
国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部	閣議決定※	H13. 7. 10	
国家安全保障会議の創設に関する有識者会議	内閣総理大臣決裁	H25. 2. 14	
国家公務員制度改革推進本部	国家公務員制度改革基本法	H20. 7. 11	H25. 7. 10まで、以後行政改革推進本部で担当
雇用戦略対話	内閣総理大臣決裁	H21. 11. 24	
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法	H22. 4. 1	
在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会		H25. 1. 29	
再チャレンジ懇談会		H25. 6. 25	
産業競争力会議（日本経済再生本部）	日本経済再生本部決定	H25. 1. 8	
死因究明等推進会議	死因究明等の推進に関する法律	H24. 9. 21	
社会保障改革			
社会保障制度・税に関わる番号制度			
障がい者制度改革推進本部	閣議決定※	H21. 12. 8	
消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部	閣議決定※	H24. 4. 24	
消費者政策会議	消費者基本法	H16. 6. 2	
食と農林漁業の再生推進本部	閣議決定※	H22. 11. 26	H25. 5. 21廃止
食と農林漁業の再生実現会議	食と農林漁業の再生推進本部決定	H22. 11. 30	H25. 5. 21廃止
事態対処専門委員会	安全保障会議設置法	H15. 6. 13	
情報セキュリティ政策会議	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定	H17. 5. 30	
新成長戦略実現会議	閣議決定	H22. 9. 7	H23. 10. 21廃止
政府における情報保全に関する検討委員会	内閣総理大臣決裁	H22. 12. 7	
政府与党政策懇談会			
総合海洋政策本部	海洋基本法	H19. 7. 20	
総合科学技術会議	内閣府設置法	H13. 1. 6	
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法	H13. 1. 6	
地方分権改革推進本部	閣議決定※	H25. 3. 8	
地球温暖化対策推進本部	地球温暖化対策の推進に関する法律	H9. 12. 19	

知的財産戦略本部	知的財産基本法	H15. 3. 1	
中央防災会議	災害対策基本法	H13. 1. 6	
中期財政計画及び平成26年度予算の概算要求基準に関する政府与党政策懇談会		H25. 8. 7	
デフレ脱却等経済状況検討会議	内閣総理大臣決定	H24. 4. 13	
電力需給に関する検討会合（旧電力需給対策本部）	内閣総理大臣決裁	H23. 3. 13	
道州制特別区域推進本部	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律	H19. 1. 26	
日本経済再生本部	閣議決定※	H24. 12. 26	
日本経済再生に向けた緊急経済対策に関する政府与党会議		H25. 1. 10	
農林水産業・地域の活力創造本部	閣議決定※	H25. 5. 21	
廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議		H25. 9. 10	
犯罪対策閣僚会議	閣議口頭了解	H15. 9. 2	
副大臣会議	国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律	H13. 1. 6	
物価問題に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H5. 9. 24	
平成25年度予算に関する政府与党会議		H25. 1. 27	
法曹養成制度改革推進会議	閣議決定	H25. 9. 17	
法曹養成制度改革関係閣僚会議	閣議決定※	H24. 8. 21	
拉致問題対策本部	閣議決定※	H25. 1. 25	
若者・女性活躍推進フォーラム		H25. 2. 13	

〔その他の会議〕

新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会	内閣総理大臣決裁	H22. 2. 16	
安全保障と防衛力に関する懇談会	内閣総理大臣決裁	H25. 9. 10	
安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会	内閣総理大臣決裁	H25. 2. 7	
硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム		H22. 8. 10	
H T L V - 1 特命チーム		H22. 9. 13	
規制改革会議	内閣府本府組織令	H25. 1. 23	
景気対応検討チーム		H22. 12. 24	
皇室制度に関する有識者ヒアリング		H24. 2. 29	
国際広報連絡会議	関係府省庁等申合せ	H24. 3. 1	
国内投資促進円卓会議（経済産業省）		H22. 9. 28	
在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会		H25. 3. 1	
社会保障制度改革国民会議	社会保障制度改革推進法	H22. 8. 22	H25. 8. 21廃止
新卒者雇用・特命チーム		H22. 8. 24	
待機児童ゼロ特命チーム		H22. 10. 21	
地球温暖化問題に関する関係閣僚委員会タスクフォース		H21. 10. 23	
中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議	内閣総理大臣決裁	H25. 3. 22	
東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	閣議決定	H23. 5. 24	H24. 9. 28廃止
東日本大震災復興構想会議	閣議決定	H23. 4. 11	
「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム		H23. 1. 18	
ふるさとづくり有識者会議	内閣総理大臣決裁	H25. 4. 10	

(注1) ※は、設置の際の閣議決定で「内閣に設置する」としているもの。

(注2) 「社会保障改革」「社会保障制度・税に関わる番号制度」は分野として掲げられており、関係の会議にリンクが張られている。

(注3) ホームページ上で確認できない会議もある。

(注4) 「開始時期」は、設置を決定した日又は最初の開催日である。

(出所) 内閣総理大臣官邸ホームページを基に筆者作成

(別表 2)

内閣官房の現在活動中の各種本部・会議等

平成25年10月11日現在

名称	根拠	開始時期
アイヌ政策推進会議	内閣総理大臣決裁	H21. 12. 25
アジア文化交流懇談会	内閣総理大臣決裁	H25. 4. 12
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合		H17. 7. 29
宇宙開発戦略本部	宇宙基本法	H20. 8. 27
外国人との共生社会実現検討会議	内閣総理大臣決裁	H24. 5. 24
外国人労働者問題関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	S63. 5. 13
カウンターインテリジェンス推進会議	内閣総理大臣決定	H18. 12. 25
渇水対策関係省庁会議	関係省庁申合せ	H17. 7. 11
官民ファンド総括アドバイザー委員会		H25. 5. 20
官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H25. 9. 27
給与関係閣僚会議	閣議口頭了解	H5. 9. 24
緊急雇用対策本部	閣議決定	H21. 10. 16
国・地方の定期意見交換会		H19. 11. 7
国と地方の協議		H21. 11. 16
国と地方の協議の場	国と地方の協議の場法	H23. 5. 2
グローバル人材育成推進会議	新成長戦略実現会議決定	H23. 5. 19
クールジャパン推進会議	内閣総理大臣決裁	H25. 2. 26
原子力委員会の在り方の見直しのための有識者会議	内閣官房長官決裁	H25. 7. 30
原子力発電所事故経済被害対応チーム	内閣総理大臣決裁	H23. 4. 11
経済対策閣僚会議	閣議口頭了解	S49. 12. 10
原油問題関係府省連絡会議	関係各府省申合せ	H17. 9. 27
公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17. 8. 23
構造改革特別区域推進本部	構造改革特別区域法	H14. 12. 18
口蹄疫対策本部	閣議決定	H22. 5. 17
公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議	内閣総理大臣決裁	H25. 6. 27
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	H13. 1. 6
国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部	閣議決定	H13. 7. 10
国際文化交流推進会議	内閣官房長官決裁	H17. 11. 24
国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議	内閣総理大臣決裁	H25. 3. 15
「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議	関係省庁等申合せ	H17. 12. 27
雇用戦略対話	内閣総理大臣決裁	H21. 11. 24
再犯防止対策ワーキングチーム	犯罪対策閣僚会議申合せ	H22. 12. 14
事態対処専門委員会	安全保障会議設置法	H15. 6. 13
社会保障と税の一体改革		H22. 10. 28
社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会		H22. 11. 12
消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部	閣議決定	H24. 4. 24
情報セキュリティ政策会議	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定	H17. 5. 30
食料・農業・農村政策推進本部	閣議決定	H12. 4. 18
新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議	関係省庁申合せ	H16. 3. 2
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	閣議口頭了解	H23. 9. 20
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定	H24. 8. 3
人身取引対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H16. 4. 5
政府における情報保全に関する検討委員会	内閣総理大臣決裁	H22. 12. 7
総合海洋政策本部	海洋基本法	H19. 7. 20
総合的な子ども・子育て支援のための組織の在り方検討会議	関係大臣申合せ	H24. 9. 18
多重債務者対策本部	閣議決定	H18. 12. 22
地域活性化統合本部会合	閣議決定	H19. 10. 9
地域再生本部	地域再生法	H15. 10. 24
地球温暖化対策推進本部	地球温暖化対策の推進に関する法律	H9. 12. 19
地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議	内閣総理大臣決裁	H9. 8. 22
知的財産戦略本部	知的財産基本法	H15. 3. 1

中心市街地活性化本部	中心市街地の活性化に関する法律	H18. 8. 22
調達改善の取組	行政改革推進本部決定	H25. 4. 5
地理空間情報活用推進会議	内閣官房長官決裁	H17. 9. 12
デジタル放送への移行完了対策推進会議	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定	H21. 4. 9
デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議	関係省庁等申合せ	H19. 9. 26
電力改革及び東京電力に関する閣僚会合		H23. 11. 4
道州制特別区域推進本部	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律	H19. 1. 26
独立行政法人改革に関する有識者懇談会		H25. 2. 28
都市再生本部	都市再生特別措置法	H14. 6. 1
鳥インフルエンザ対策本部	閣議決定	H22. 11. 30
内閣情報会議	閣議決定	H10. 10. 27
ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会	内閣官房長官決裁	H25. 2. 22
難民対策連絡調整会議	閣議了解	H14. 8. 7
日本産酒類の輸出促進連絡会議	内閣官房長官決裁	H25. 3. 12
年金記録問題に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H19. 10. 12
燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H14. 5. 15
野口英世アフリカ賞に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18. 8. 2
ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に係る副大臣会議		H23. 1. 25
犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議		H17. 12. 5
犯罪対策閣僚会議	閣議口頭了解	H15. 9. 2
被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム	関係省庁申合せ	H23. 3. 31
副大臣会議	国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律	H13. 1. 6
物価問題に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H5. 9. 24
普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会	普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱	H18. 8. 29
平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の取組に関する関係閣僚会合（いわゆる米軍基地再編関係閣僚会合）		H17. 11. 15
放射能対策連絡会議	内閣官房長官決裁	H15. 11. 21
水問題に関する関係省庁連絡会	関係省庁申合せ	H21. 1. 28
水俣病に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H5. 8. 31
郵政改革	閣議決定	H21. 10. 20
郵政民営化推進本部	郵政民営化法	H17. 11. 10
幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議		H25. 3. 25
予算執行等の情報公開		H25. 6. 28
拉致問題対策本部	閣議決定	H25. 1. 25

（注）「開始時期」は、設置を決定した日又は最初の開催日である。

（出所）内閣官房ホームページを基に筆者作成

(別表3)

内閣府に追加されてきた政策課題

遺棄化学兵器処理事業	内閣府設置法	H13. 1. 6
原子力発電施設等立地地域振興	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 ★	H13. 4. 1 (32年度末の時限)
拉致被害者等給付金の支給事務	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 ★	H15. 1. 1
構造改革特別区域計画の認定事務	構造改革特別区域法	H15. 4. 1
産業再生機構の認可等事務	株式会社産業再生機構法	H15. 4. 10
個人情報保護	個人情報保護法	H15. 5. 30 (消費者庁に移管)
食品安全	食品安全基本法	H15. 7. 1
イラク人道復興支援活動	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法	H15. 8. 1 (21年7月末まで)
少子化社会対策	少子化社会対策基本法 ★	H15. 9. 1
地域再生計画認定等の事務	地域再生法	H17. 4. 1
犯罪被害者等施策	犯罪被害者等基本法 ★	H17. 4. 1
情報公開・個人情報保護審査会の事務	情報公開・個人情報保護審査会設置法	H17. 4. 1
日本学術会議	日本学術会議法	H17. 4. 1 (総務省から移管)
食育推進	食育基本法 ★	H17. 7. 15
官民競争入札等監視事務	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	H18. 7. 7
中心市街地活性化計画の認定事務	中心市街地の活性化に関する法律	H18. 8. 22
自殺対策	自殺対策基本法 ★	H18. 10. 28
道州制特別区域計画の事務	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律	H19. 1. 26
公益法人の認定等事務	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	H19. 4. 1
地方分権改革	地方分権改革推進法	H19. 4. 1
統計委員会の事務	統計法	H19. 10. 1
国家公務員の退職管理等事務	国家公務員法	H20. 12. 31
インターネット青少年有害情報対策	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 ★	H21. 4. 1
企業再生支援機構の認可等事務	株式会社企業再生支援機構法	H21. 9. 28
行政刷新	(内閣府設置法第4条第2項)	H21. 9. 18
地域自主戦略交付金の事務	内閣府設置法の一部を改正する法律	H23. 4. 1
地域主権改革	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	H23. 5. 2 (鳩山内閣において、事務を開始)
総合特別区域計画の認定等事務	総合特別区域法	H23. 8. 1
原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法	H23. 8. 10
東日本大震災事業者再生支援機構の認可等事務	株式会社東日本震災事業者再生支援機構法 ★	H23. 11. 28 (復興庁に移管)

復興推進計画の認定等事務	東日本大震災復興特別区域法	H23. 12. 27 (復興庁に移管)
宇宙政策	内閣府設置法等の一部を改正する法律	H24. 7. 12
死因究明等推進	死因究明等の推進に関する法律 ★	H24. 9. 21
原子力災害対策	原子力規制委員会設置法 ★	H24. 9. 19

【未施行の法律】

保育緊急確保事業 子育て支援 認定子ども園制度 子ども・子育て本部の事務	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	
マイナンバーの適切な取扱い 特定個人情報保護委員会の事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律	
被災者の応急救助及び避難者等の救援	災害対策基本法等の一部を改正する法律	
子どもの貧困対策	子どもの貧困対策の推進に関する法律 ★	
障害を理由とする差別の解消に関する基本方針	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	

(注) ★は議員立法

(出所) 行政改革に関する懇談会(第4回)配付資料(内閣府 平成24年7月4日)を基に筆者作成、【未施行の法律】部分は平成25年10月1日現在で筆者作成

(別表 4)

内閣官房及び内閣府の大臣等一覧 (第2次安倍内閣)

内閣官房 () 内は内閣官房の担当

平成25年10月1日現在

職 名	氏 名
内閣官房長官 (国家安全保障強化担当)	菅 義偉
内閣官房副長官	加藤 勝信
	世耕 弘成
	杉田 和博
(教育再生担当) (東京オリンピック・パラリンピック担当) [兼文部科学大臣]	下村 博文
(福島原発事故再生総括担当) [兼復興大臣]	根本 匠

内閣府 () 内は内閣官房の担当

職 名	氏 名
内閣官房長官	菅 義偉
特命担当大臣	
金融担当大臣 (デフレ脱却・円高対策担当) [兼財務大臣]	麻生 太郎
防災担当大臣 (拉致問題担当) (国土強靱化担当) [兼国家公安委員会委員長]	古屋 圭司
沖縄及び北方対策担当大臣 科学技術政策担当大臣 宇宙政策担当大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当) (海洋政策・領土問題担当)	山本 一太
消費者及び食品安全担当大臣 少子化対策担当大臣 男女共同参画担当大臣 (女性活力・子育て支援担当)	森 まさこ
経済財政政策担当大臣 (経済再生担当) (社会保障・税一体改革担当)	甘利 明
規制改革担当大臣 (行政改革担当) (公務員制度改革担当) (クールジャパン戦略担当) (再チャレンジ担当)	稲田 朋美
地方分権改革担当大臣 (地域活性化担当) (道州制担当) [兼総務大臣]	新藤 義孝
原子力損害賠償支援機構担当大臣 (産業競争力担当) (原子力経済被害担当) [兼経済産業大臣]	茂木 敏充
原子力防災担当大臣 [兼環境大臣]	石原 伸晃
副大臣	
沖縄及び北方対策 科学技術政策 宇宙政策 規制改革 (情報通信技術 (IT) 政策) (海洋政策・領土問題) (行政改革) (公務員制度改革) (クールジャパン戦略) (再チャレンジ)	後藤田 正純
防災 死因究明 経済財政政策 (拉致問題) (国土強靱化) (経済再生) (社会保障・税一体改革)	西村 康稔
金融 消費者・食品安全 少子化対策 男女共同参画 (女性活力・子育て支援) [兼復興副大臣]	岡田 広
地方分権改革 (地域活性化) (道州制) [兼総務副大臣]	関口 昌一
原子力損害賠償支援機構 [兼経済産業副大臣]	赤羽 一嘉
原子力防災 [兼環境副大臣]	井上 信治
大臣政務官	
防災 沖縄及び北方対策 科学技術政策 宇宙政策 (拉致問題) (国土強靱化) (情報通信技術 (IT) 政策) (海洋政策・領土問題) [兼復興大臣政務官]	亀岡 偉民
経済財政政策 (経済再生) (社会保障・税一体改革) [兼復興大臣政務官]	小泉 進次郎
金融 消費者及び食品安全 少子化対策 男女共同参画 規制改革 (女性活力・子育て支援) (行政改革) (公務員制度改革) (クールジャパン戦略) (再チャレンジ) [兼復興大臣政務官]	福岡 資麿
地方分権改革 (地域活性化) (道州制) [兼総務大臣政務官]	伊藤 忠彦
原子力損害賠償支援機構 [兼経済産業大臣政務官]	磯崎 仁彦
原子力防災 [兼環境政務官]	浮島 智子

(出所) 内閣府資料を基に筆者作成